事　務　連　絡

平成30年11月7日

はり師、きゅう師

あん摩マッサージ指圧師　様

神奈川県国民健康保険団体連合会

　　　　はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の

受領委任制度移行に伴う申請方法について

本会の審査支払業務につきましては、平素よりご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、厚労省より「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成30年6月12日保発0612第2号）及び「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」（平成30年6月20日保医発0620第1号）が通知され受領委任制度が導入されることとなりました。皆様方には受領委任制度への移行に伴い、地方厚生（支）局への届出のご協力をお願いしているところです。届出等の具体的な手続きにつきましては関東信越厚生局神奈川事務所（電話　045₋270₋2053）へ直接お問い合わせください。

なお、今後の請求方法については下記のとおりです。

【平成31年1月施術分（2月請求分）からの請求について】

1. 受領委任の取扱いは平成31年1月1日より開始されます。そのため、平成30年10月31日までに関東信越厚生局へ届出をされた施術所（者）につきましては、国保連合会への**請求は平成31年2月請求分より新しい申請書での請求**となります。
2. 申請方法については従来の方法と変更はございませんが、申請書の施術証明欄には必ず厚生局から附番された「登録記号番号」の記載をお願いいたします。
3. 国保連合会への届出については従来通りです。すでに「施術療養費振込先及び請求書印鑑届」の提出をいただいている施術所（者）については届出の必要はありません。届出内容に変更のある施術所（者）のみご提出をお願いいたします。変更届の詳細については国保連合会までご連絡ください。

【**各書式について**】

請求書、受領書についてはご連絡をいただいた施術所（者）には、郵送しておりましたが、平成30年11月30日をもって終了させていただきます。今後につきましては、本会のホームページに掲載しているものをダウンロードしてご使用いただくか、今回同封いたしました各書式をコピーしてご使用ください。

また、同封した申請書については受領委任制度が開始（平成31年1月1日～）してからの書式のものとなるのでご注意ください。

なお、現在使用している水色の請求書については、受領委任取扱い開始までの使用とさせていただきます。

皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

＊同封の神奈川県健康医療局保健医療部医療保険課・関東信越厚生局神奈川事務所より通知の「受領委任制度の開始に伴う届け出のお願い」もご参照ください。

神奈川県国保連合会

審査第四課　療養費係

電話045₋329₋3433